

実務展望

# てんぼろ

一般社団法人 東京都溶接協会  
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会  
 株式会社 三浦事務所  
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号  
 産学協同センター  
 電話 03-3685-5700 (代表)  
 編集発行人 三浦 繁夫 © 2014  
 毎月1回1日発行 定価 100円・〒共



## 木更津海岸・中の島公園

編集部撮影

木更津海岸は東京からアクアラインで60分と身近な潮干狩り場です。木更津港の玄関口で航路に架かる赤い橋が市のシンボル「中の島大橋」です。日本一高い歩道橋として1975年に完成しました。「中の島大橋」を渡り「中の島公園」へ行くと春から夏にかけて潮干狩りが出来ます。

(カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

### 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

## 平成26年度 定時総会

- 議事 1. 平成25年度事業報告及び決算審議  
 2. 平成26年度事業計画書及び収支予算書報告  
 3. 表彰式 ◦ 優良ボイラー技士等表彰  
 ◦ 全国競技大会表彰

平成26年 6月19日(木) 午後 2時

東武ホテル レバント東京

墨田区錦糸 1-2-2

(JR総武線「錦糸町駅」・地下鉄半蔵門線「錦糸町駅」下車)

### 一般社団法人 東京都溶接協会

## 平成26年度 定時総会

- 議事 1. 平成25年度事業報告及び収支決算報告  
 2. 平成26年度事業計画及び収支予算審議

### 第54回溶接競技会 表彰式

入賞者表彰 (会長賞・東京都知事賞・ボイラ・クレーン安全協会  
 会長賞・江東区長賞・江戸川区長賞・東部地区検  
 定委員長賞・日刊工業新聞社賞・産報出版賞)

平成26年 6月27日(金) 午後 3時

アンフェリシオン (江東区亀戸1-43-22)

(JR総武線「亀戸駅」北口 徒歩 4分)



# 第87回 全国安全週間

全国安全週間スローガン

本週間 2014 7/1~7

**みんなでつなぎ 高まる意識 達成しようゼロ災害**

準備期間  
2014  
6/1~30

全国安全週間は、昭和三年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で87回目を迎える。

平成二十六年度の全国安全週間は、  
みんなでつなぎ  
高まる意識  
達成しようゼロ災害  
をスローガンとして展開することにする。

平成26年 5月23日

## 第45回クレーン運転及び玉掛け技能競技全国大会開催

於 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所

本大会は、「玉掛け及び合図」、「クレーン運転」、「質量目測」の3つの競技課題があり、1チーム3名で参加11チームにより競技が行われました。各チームとも、きびきびした動作で、平素の修練した技量を競いあいました。

3位までが入賞で、優勝チームには会長賞に加え、厚生労働大臣の賞状と日刊工業新聞社長賞が贈られます。

表彰式は6月19日(木)に、東京・錦糸町「東武ホテル レバン ト東京」で行います。



### ボイラー溶接士学科試験受験準備講習会

各地区安全衛生技術センターでは、普通・特別ボイラー溶接士学科試験を平成26年9月1日に実施いたします。当協会では下記の要領により資格取得のための受験準備講習会を開催いたします。(案内書及び申込書をご希望の場合はご請求ください。)

日 時：平成26年8月21日(木)～22日(金)

会 場：産学協同センター 4階講堂

※都営地下鉄=新宿線「西大島駅」A3番出口1分

受講料：42,000円(会員は36,000円)

テキスト代・問題集を含む

#### 一般社団法人 東京都溶接協会

〒136-0072 東京都江東区大島 3-1-11 産学協同センター内  
電話 03-3685-5448 FAX 03-3682-4902

URL: <http://www.jwes-1st.jp>

### 「天井クレーン定期自主検査者安全教育」

— 開催のご案内 —

開催日：平成26年7月17日(木)

会 場：ボイラ・クレーン安全協会 5階講習会場

受講料：11,110円、(消費税込み・テキスト代含む)

※お問い合わせ、資料の請求は下記へどうぞ

#### 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

東京事務所 教育部

〒136-0071 江東区亀戸1-28-6 タニビル5階

電話：03-3685-5222

FAX：03-3685-5746

URL <http://www.bcsa.or.jp>

# 定年後の再雇用についての雇用契約

若年労働者の確保が難しいなか、定年を迎えた熟練労働者の存在はますます大きくなってきています。しかしながら、今後の運営を見据えて基幹労働者としての地位から指導的役割に移行させ、後進への技術伝承を円滑に行うためには、適切な制度運用、労務管理が重要になります。

## 1. 定年と再雇用

期間の定めのない契約について、一定の終期を設けたものが定年制度となります。法律では定年年齢が60歳を下回ってはならないと定めています。定年後にも働き続ける場合であっても、定年を機に雇用契約は一旦終了することになりますので、賃金や身分等の従前の労働条件はリセットされることとなります。このため、定年後も働き続ける際には、新たに労働条件を定めた再雇用契約を締結することになります。再雇用契約は一般的に期間の定めのある契約で、1年程度の期間毎に更新されます。ただし、有給休暇に関しては定年到達までの勤務年数や、残日数が継承されます。

再雇用契約は有期雇用であるため、昨年4月に施行された労働契約法に定められた、所謂「無期転換ルールの適用についても考慮に入れる必要があるか、という問題が生じております。これは、有期雇用契約が反復更新して5年を超えるに至った場合に、労働者が期間の定めのない雇用契約に切り替えることを要求した場合には、これに応じなければならない、という規定をうけたものです。条文には定年再雇用者を除外する旨の明確な記載がなく、さらに施行時に通達もなかったために、このままの解釈では、無期転換を受け入れざるをえなくなります。そこで、企業としては無期転換の権利が生じる年齢よりも後に再度定年を設けて、雇用契約の終了を図る対策を余儀なくされている現状があります。これに対し、平成26年2月に労働政策審議会が次のように例外措置を建議し、2015年4月からの施行を目標としているようです。

### ～労働政策審議会建議より～

#### ・無期転換ルールの特例について

##### ○特例の対象となる労働者

- (1) 一定の期間内に完了する業務に従事する高収入かつ高度な専門的知識、技術または経験を有する有期契約労働者  
※対象者の範囲や年収などの具体的な要件については、法案成立後改めて労働政策審議会において検討
- (2) 定年後に同一の事業主またはこの事業主と一体となって高齢者の雇用の機会を確保する事業主（高齢者等の雇用の安定等に関する法律における「特殊関係事業主」）に引き続いて雇用される高齢者

##### ○特例の対象となる事業主

対象労働者に応じた適切な雇用管理の実施に関する基本的な指針を策定した上で、この指針に沿った対応を取ることができると厚生労働大臣が認定した事業主

##### ○特例の具体的な内容

- (1) の労働者：企業内の期間限定プロジェクトが完了するまでの期間は無期転換申込権が発生しないこと（上限は10年）
- (2) の労働者：定年後に同一事業主または特殊関係事業主に引き続いて雇用されている期間は、通算契約期間に算入しないこと

##### ○労働契約が適切に行われるために必要な具体的な措置

事業主は、労働契約の締結・更新時に、特例の対象となる労働者に対して無期転換申込権発生までの期間などを書面で明示する仕組みとすること

#### ・改正労働契約法に基づく無期転換ルールの円滑な施行について

平成25年4月から施行された無期転換ルールについて、無期転換申込権が発生する直前の雇止めについて懸念があることを踏まえ、厚生労働行政において無期転換ルールの周知などを積極的に進めること

## 2. 雇用確保措置

年金の支給開始年齢の先送りに伴って定年年齢は引き上げられてはいませんが、雇用確保措置として昨年の3月まで段階的に65歳まで引き上げられ、企業は本人の希望に応じて雇用しなければなりません。ただし、再雇用契約の内容が賃金や従事すべき業務等の労働条件が定年以前のものと同じ、もしくは一定の水準を保たなければならないという決まりがないため、極端な例ではパートタイムでの雇用を提示したとしても、雇用確保措置に反したことはなりません。結果、これにより労働者が条件を不服として雇用契約に応じなかったとしても、企業は雇用する意思表示をしたので、責任は問われません。

## 3. 賃金設計

再雇用契約後は賃金が大幅に削減されることを制度が想定しており、これに対する措置が講じられています。社会保険の場合は、通常であれば報酬額の変動があった場合は変動後3カ月の平均をとってから標準報酬月額の変更の是非を判断します。しかしながら、60歳以上の者の再雇用契約に伴う条件の変更については例外的に変動のあった月に、標準報酬月額の変更が可能とされています（同日得喪）。これにより、減額された報酬からそれ以前の報酬に準じた保険料の支払いを余儀なくされることもなくなり、年金の減額幅も同日得喪によって付け替えられた等級に連動して再計算されます。ただし、この特例はあくまでも60歳以上の再雇用契約に伴うものとされ、役員であった者が役員報酬の減額に伴って報酬が低下した場合は適用できません。

## 4. 雇用継続給付

60歳以上65歳未満の者が、60歳定年時の賃金と比して、給与の額が75%未満にまで賃金が下がった場合に、その通減率に応じて「高年齢雇用継続給付金」が支給されます。これは60歳到達時点で被保険者期間が5年以上、または60歳到達時に同5年以上ない場合は、それ以後から65歳到達までの間に同5年に到達すると、対象となります。なお、再雇用後の就労形態がパートタイムであっても給付金の対象となります。

給付金の支給率は以下の通り。

通減率	支給率	通減率	支給率	通減率	支給率
75.00%以上	0.00%	70.00%	4.67%	65.00%	10.05%
74.50%	0.44%	69.50%	5.17%	64.50%	10.64%
74.00%	0.88%	69.00%	5.68%	64.00%	10.64%
73.50%	1.33%	68.50%	6.20%	63.50%	11.84%
73.00%	1.79%	68.00%	6.73%	63.00%	12.45%
72.50%	2.25%	67.50%	7.26%	62.50%	13.07%
72.00%	2.72%	67.00%	7.80%	62.00%	13.70%
71.50%	3.20%	66.50%	8.35%	61.50%	14.35%
71.00%	3.68%	66.00%	8.91%	61.00%以下	15.00%
70.50%	4.17%	65.50%	9.48%		

		講習予定表				公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 URL:http://www.bcsa.or.jp			
※ 上段は学科 下段は実技		6月		7月		8月			
講習名	事務所								
玉掛け技能講習	東京	23	24	15	16				
		28		19					
	千葉			8	9			20	21
				13				24	30
	埼玉	17	18	2	3	20	21		
		22		6		23			
	神奈川			30	31				
				8/3					
茨城			24	25					
			27						
栃木	3	4	3	4	5	6			
	5		5		7				
甲信	12	13	3	4	30	31	21	22	
	15		6		8/1		24		
小型移動式クレーン運転技能講習	東京								
	千葉								
	埼玉					6	7		
						9			
	神奈川			23	24				
				27					
	茨城								
	栃木					21	22		
					24				
甲信	5	6			7	8			
	7				9				
フォークリフト運転技能講習	東京								
		3		1		2			
	千葉	7	8	14		5	12	13	
		12		13					
	埼玉	15	21	22					20
		4		10					21
	神奈川								
		24		7/5		7/6			
茨城									
	29		4		12		19		
栃木	13	24			8	18		25	
	14	15	21	25	26	27	9	10	
甲信					11	20	19	20	
						21	26	27	
床上操作式クレーン運転技能講習	東京	16	17						
		22		28					
	千葉	5	6					6	7
		8						10	
	埼玉	25	26			23	24		
		28		26					
	神奈川								
	茨城	12	13						
	15								
栃木	17	18			23	24			
	19		25						
甲信					10	11			
			12						

★他の講習も実施しています。詳細については、各事務所にお問合わせください。

ボイラ・クレーン安全協会 〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館2階	TEL 03-3685-2141 FAX 03-3685-2189	神奈川事務所 〒231-0007	横浜市中区弁天通4-59 横浜弁天通第一生命ビル3階	TEL 045-662-2860 FAX 045-662-8768
東京事務所 〒136-0071	江東区亀戸1-28-6 タニビル5階	TEL 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746	茨城事務所 〒300-0875	土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	TEL 029-843-0740 FAX 029-841-1968
千葉事務所 〒260-0028	千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル2階	TEL 043-247-5532 FAX 043-247-5576	栃木事務所 〒322-0016	鹿沼市流通センター46番地	TEL 0289-72-1717 FAX 0289-76-6090
埼玉事務所 〒330-0801	さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル6階	TEL 048-643-1543 FAX 048-643-1524	甲信事務所 〒400-0212	山梨県南アルプス市 下今諏訪610番9	TEL 055-287-9511 FAX 055-287-9512

**ガス溶接技能講習**

一、日時会場  
学科Ⅱ六月二十四日(火)午前八時四十分～午後五時三十分、江東区大島三十一-11、産学協同センター

実技Ⅱ六月二十五日(水)午前八時四十分～午後五時五分、会場は学科講習会場と同じ。

二、受講料 一四、〇〇〇円  
テキスト代 六三〇円

**JIS溶接評価試験**

日時会場  
〇八月二日(土)  
東京都溶接協会  
〇八月三日(日)  
東京都溶接協会  
〇八月二十三日(土)  
城東職業能力開発センター  
〇八月三十一日(日)  
多摩職業能力開発センター  
〇九月六日(土)  
東京都溶接協会  
〇九月七日(日)  
東京都溶接協会



**アーク溶接作業従事者特別教育**

一、日時会場  
学科Ⅱ七月二十二日(火)午前九時～午後五時、二十三日(水)午前九時～午後〇時、江東区大島三十一-11、産学協同センター

実技Ⅱ七月二十三日(水)午後一時～午後五時、二十四日(木)午前九時～午後五時、会場は学科講習会場と同じ。

二、受講料  
会員 二〇、七〇〇円  
一般 二四、七〇〇円

学科のみ  
会員 一〇、五〇〇円  
一般 一、五〇〇円

**グラインダ特別教育**

一、日時会場  
六月十日(火)午前九時～午後五時、江東区大島三十一-11、産学協同センター

二、受講料  
会員 一三、六〇〇円  
一般 一四、六〇〇円

**<申込先>**  
一般社団法人  
東京都溶接協会  
東京都江東区大島 3-1-11  
産学協同センター内  
TEL 03-3685-5448  
FAX 03-3682-4902

1日▽全国安全週間準備期間(30日)  
気象記念日  
相模川他鮎解禁  
万国郵便連合加盟記念日  
電波の日・写真の日  
2日▽横浜開港記念日  
4日▽歯の衛生週間  
伝教大師忌  
5日▽世界環境デー  
熱田神宮祭  
8日▽危険物安全週間(14日)  
10日▽時の記念日  
11日▽入梅  
13日▽第7回大田区加工技術展示商談会(大田区産業プラザp10)  
15日▽父の日  
弘法大師誕生会  
16日▽柏崎えんま市  
19日▽ボイラ・クレーン安全協会定時総会  
20日▽京都鞍馬寺竹伐り会式  
21日▽夏至  
23日▽オリオンピクニックデー  
沖繩慰霊の日  
25日▽第18回機械要素技術展(28日東京ビッグサイト)  
26日▽国連憲章調印記念日  
27日▽東京都溶接協会定時総会・溶接競技会表彰式  
28日▽貿易記念日  
30日▽大はらい

※行事・祭は変更になる場合があります。事前に関係諸団体に確認下さい。

**六月(水無月)**  
みなづき

